

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等の改定について

ガイドラインの位置づけ

地方公共団体における情報セキュリティは、各団体が保有する情報資産に自ら責任を持って確保すべきものであり、情報セキュリティポリシーは各団体が組織の実態に応じて策定するもの。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）」は、各団体が情報セキュリティポリシーを策定する際の参考となるよう情報セキュリティポリシーの考え方や内容を解説するとともに構成や例文を示したもの。

改定の背景

本ガイドラインは、前回の改定時（平成22年11月）から4年以上経過しており、その間の情報セキュリティに関する脅威の高度化、多様化やクラウド技術の進展、SNSの普及などの社会的環境の変化等を踏まえ改定を実施。

検討組織

地方公共団体における情報セキュリティ対策の向上に関する研究会

- ・座長 佐々木良一（東京電機大学・教授）
- ・構成員 今井建彦（仙台市まちづくり政策局情報政策部長）
- ・構成員 大木榮二郎（工学院大学常務理事・教授）
- ・構成員 大高利夫（藤沢市総務部参事兼IT推進課長）
- ・構成員 古保里学（福岡県企画・地域振興部情報政策課情報企画監）
- ・構成員 斎藤英和（栃木県塩谷町企画調整課主査）
- ・構成員 高橋邦夫（豊島区政策経営部情報管理課長（CISO））
- ・オブザーバ 石川家継（地方公共団体情報システム機構情報化戦略部次長）

- 研究会開催：①H26.10.6 ②H26.12.16 ③H27.2.3
- パブリックコメント：H27.2.19～H27.3.4

参考文献

- ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（内閣官房情報セキュリティセンター）
- ・府省庁対策基準策定のためのガイドライン（内閣官房情報セキュリティセンター）
- ・ISO/IEC27001:2013（国際規格）
- ・クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（総務省）
- ・重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定にあたっての指針（内閣官房情報セキュリティセンター）
- ・スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会最終報告（総務省）
- ・一般利用者が安心して無線LANを導入・運用するために（総務省）
- ・企業等が安心して無線LANを導入・運用するために（総務省）
- ・その他関係法令や通知など

主な改定内容

- 不正アクセス対策として、**標的型攻撃に対する、メール対策等の入口対策、侵入後の早期検知等の内部対策等**について追記
- 外部委託として、**クラウドサービス利用時の考慮事項、再委託先への情報セキュリティ対策の担保やサプライチェーンリスクに対する対策**について追記
- テレワーク利用など、外部から庁内へネットワーク接続する場合として、**職員等の遵守事項、暗号化、情報漏えい等のセキュリティ対策**について追記
- ソーシャルメディアサービスの利用として、**利用時の機密性情報の取扱いやなりすまし対策**を新規に記載
- 職員等の利用する端末等の管理として、**支給品以外の端末やUSBメモリ等の取扱い、暗号化、情報漏えい等のセキュリティ対策**について追記
- コンピューター・ネットワークの管理として、**複合機、特定用途機器のセキュリティ対策**について追記
- 組織体制として、地方公共団体における**CSIRT機能として、情報セキュリティに関する統一的な窓口機能の整備**について追記
- 番号制度関係では、**各関係機関が示す安全管理措置等を遵守すべきこと**を明記
- ISO及び本ガイドラインの改定内容を踏まえ「**地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン**」についても**所要の改定**を実施

※平成27年度は、各地方公共団体において情報セキュリティポリシーの見直しが進むよう周知、啓発のためのセミナーを実施予定